

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)
②名称	Federal Ministry of Justice / German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
③所在地	Zweibrückenstr. 12, 80297 Münch, Germany
④連絡先	(電話) (49 89) 21 95 0 (FAX) (49 89) 21 95 22 21 (E-mail) info@dpma.de (internet) www.dpma.de
⑤組織の長	President : Ms. Cornelia Rudloff-Schaeffer
⑥沿革	(1) 技術的成果及び創作の保護を管理するドイツ法典は、1949年に制定された。 (2) 最初のドイツ統一特許法は、1877年に定められた。その後、技術進歩に法律規定を適合させるために特許法の改正が行われた。現在適用されている特許法は、1981年に施行されたものであり、最新の改正は2013年10月24日に行なわれている。 (3) 実用新案法は、1936年に導入され、1986年に改正され、最新の改正は2005年1月21日に行なわれている。 (4) 工業意匠に関する法(意匠法)は、1876年に制定されたものが2004年に改定され、施行された。 (5) 商標法は歴史的発展を遂げる中、商標の役割は原産地を表示することから商品やサービスを識別することへと変ってきた。商標及びその他の標章の保護に関する法(商標法)は、1995年1月1日に施行され、旧商標法に代わるものとなったが、これはドイツの識別標章に関する法を包括的に改正するものとなっている。 (6) 著作権及び隣接権に関する法(著作権法)は、1965年に定められ、2003年9月10日に最新の改正が行なわれている。 (7) 超小型電子半導体製品のトポグラフィーの保護に関する法(半導体保護法)は、1987年10月22日に制定され、2004年3月12日に最新の改正が行なわれている。
⑦所管	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体保護法

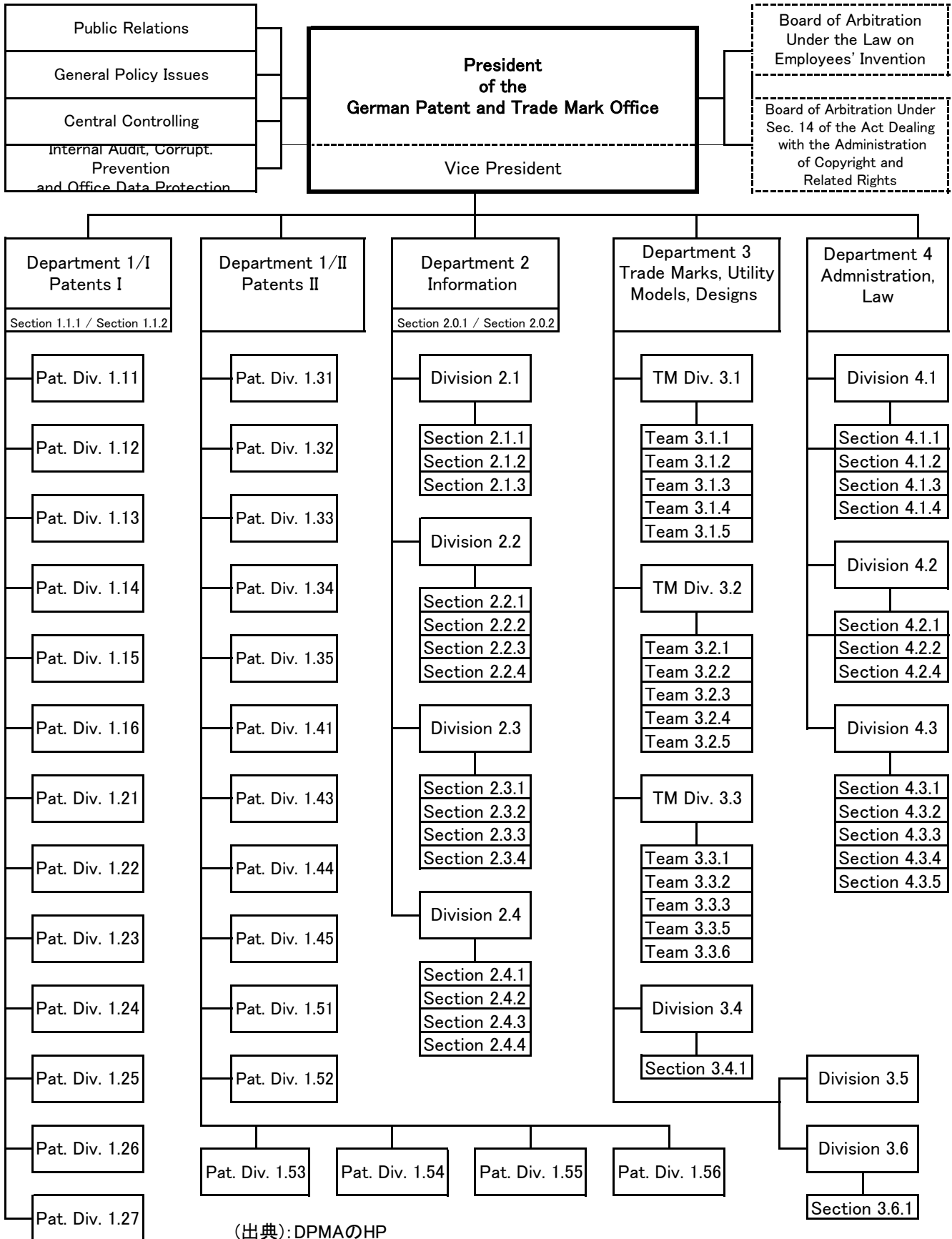
①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1970/9/19	1887/12/5	1979/8/25		1925/6/12	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1903/5/1		1974/5/18	1966/10/21	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	2009/9/20	2004/10/16		2010/3/14	2010/3/14	
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン	
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト		
	1981/1/20	1939/6/13	1984/8/1	2010/2/13		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
1992/12/1	1996/3/20	1978/1/24	1990/10/25	1962/1/29		
ストラスブール	ウィーン	WTO				
1975/10/7		1995/1/1				
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	67,434	62,105	58,569	57,213
		(内 外国出願)	20,802	19,845	18,747	20,014
		(内 日本から)	7,956	7,247	6,128	6,339
		(内 PCTルート)	7,507	7,525	6,900	7,005
	実用新案	全数	11,668	12,318	10,576	9,469
		(内 外国出願)	3,236	3,423	3,551	3,946
	意匠	全数	6,155	6,331	5,899	4,017
		(内 外国出願)	639	509	503	362
		(内 日本から)	58	62	31	18
	商標	全数	78,325	89,258	92,150	77,150
		(内 外国出願)	10,034	10,518	10,305	8,920
		(内 日本から)	200	181	138	146
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	18,255	17,305	21,113	23,592
		(内 外国出願)	6,485	6,221	8,273	9,667
		(内 日本から)	2,744	2,687	3,521	3,964
		(内 PCTルート)	1,805	1,779	2,592	2,939
	実用新案	全数	10,295	10,735	9,972	8,765
		(内 外国出願)	3,118	3,321	3,475	3,852
	意匠	全数	5,756	5,338	4,929	4,374
		(内 外国出願)	562	519	415	355
		(内 日本から)	71	53	43	19
	商標	全数	60,150	65,197	73,207	57,680
		(内 外国出願)	9,483	9,697	9,924	8,328
		(内 日本から)	224	192	150	140
	(出典): WIPO IP Statistics					

①国名

Federal Republic of Germany (DE)
(ドイツ連邦共和国)

⑫ 組 織

<組織図> ドイツ特許庁(DPMA)は、法務省(Federal Ministry of Justice)の下部組織である。



(出典): DPMAのHP

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021年8月30日改正施行
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人/法人) (特許法第6条、特許規則第4条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツに居所又は登録された事務所若しくは営業所の何れも有していない者は、特許弁護士又は弁護士を代理人として選任しなければならない。 (特許法第25条)
	⑦出願言語	ドイツ語に限定されないが、ドイツ語以外の言語による出願は、3か月以内にドイツ語の翻訳文を提出しなければならない。英語又はフランス語の場合には、12か月以内に延長されるが、優先日から15カ月を超えてはならない。(特許法第35a条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から20年。(特許法第16条(1)) なお、ドイツにおいては特許期間延長として利用できるものとして、医薬品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.469/2009、及び植物保護製品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1610/96があり、最長5年間延長することができる。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用・内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。以下の事項が規定されている。期間は、開示日から6か月。(特許法第3条(5)) (1) 発明者又は承継人に対する明白な濫用による開示、又はその濫用の結果による開示 (2) 発明者又は承継人による公の又は公認の国際博覧会における発明の開示
	⑪非特許対象	(1) 産業上可能でないもの (特許法第1条(1)) (2) 発見、科学の理論及び数学的方法それ自体 (特許法第1条(3)1、(4)) (3) 審美的な創作物それ自体 (特許法第1条(3)2、(4)) (4) 精神的な行為をし、遊戯をし又は事業活動をするための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラムそれ自体 (特許法第1条(3)3、(4)) (5) 情報の提示それ自体 (特許法第1条(3)4、(4)) (6) 生殖細胞を含め、形成及び発達の種々の段階にある人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含め、人体構成要素の1の単なる発見 (特許法第1a条(1)) (7) その商業的利用が公の秩序又は善良な風俗に違反する発明 (特許法第2条(1)) (8) ヒトをクローン化する方法 (特許法第2条(2)1) (9) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法 (特許法第2条(2)2) (10) ヒトの胚の、工業又は商業目的での使用 (特許法第2条(2)3) (11) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、ヒト又は当該動物に対する実質的な医療上の利益なしに、当該動物を苦しめるおそれがあるもの、さらに、当該方法から生じる動物 (特許法第2条(2)4) (12) 植物及び動物の品種並びに植物及び動物を生産するための本質的に生物学的な方法及び当該方法のみによって得られた植物及び動物 (特許法第2a条(1)1) (13) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法(特許法第2a条(1)2)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第44条)
	⑬審査請求制度の有無	有。請求は、出願後7年以内に、特許出願人又は第三者が行うことができる。 (特許法44条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。何人も、出願日又は優先日から18カ月が経過しているときは、特許出願のファイルを自由に閲覧することができ(特許法第31条(2)2)、また、特許庁が公表する出願公開には閲覧が認められる出願の書類が含まれる(特許法第32条(1)、(2))。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。特許付与の公告日から9月以内に何人も異議申立を行なうことができる。 (特許法第59条(1)) なお、無効の訴えを連邦特許裁判所に対して提起することができる。 (特許法第81条)
	⑱実施義務	有。特許所有者が、特許発明を実施していない、又はドイツにおいて広く実施されていないときは、特許製品のドイツ市場への十分な供給を確保するために強制実施権設定の対象となる。(特許法第24条(5))
⑲費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.98 US\$ (2022年10月)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (紙出願) 60 EUR(10クレームまで 30 EUR(10超の各クレームにつき)) (電子出願) 40 EUR(10クレームまで 20 EUR(10超の各クレームにつき)) 調査請求料 300 EUR 審査請求料 350 EUR(調査請求がない場合) 150 EUR(調査請求がされた後の場合) [特許権維持に掛かる費用] 年金 ※出願の状態に関係なく、出願日から3年目以降は年金を支払う必要あり。 3年次 70 EUR 12年次 680 EUR 4年次 70 EUR 13年次 830 EUR 5年次 100 EUR 14年次 980 EUR 6年次 150 EUR 15年次 1,130 EUR 7年次 210 EUR 16年次 1,310 EUR 8年次 280 EUR 17年次 1,490 EUR 9年次 350 EUR 18年次 1,670 EUR 10年次 430 EUR 19年次 1,840 EUR 11年次 540 EUR 20年次 2,030 EUR 特許補足保護証明に基づく維持費用 1年次 2,920 EUR 4年次 4,020 EUR 2年次 3,240 EUR 5年次 4,540 EUR 3年次 3,620 EUR 6年次 4,980 EUR
	⑳料金減免措置の有無	有。 特許庁に対して、何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言をしたときは、当該特許の年次手数料は、半額に減額される。 (特許法第23条(1))
	㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告が作成されていない場合の審査請求手数料は350ユーロであるが、国際調査報告が作成されている場合の審査請求手数料は150ユーロに減額される。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案 の施行年月日	2021年8月10日改正施行
	③地理的効力の 範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との 関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人/法人) (実用新案法第13条(3)で準用する特許法第6条、実用新案規則第3条(2)1)
	⑥現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。ドイツに居所又は登録された事務所の何れも有していない者は、特許弁護士又は 弁護士を代理人として選任しなければならない。 (実用新案法第28条)
	⑦出願言語	ドイツ語に限定されないが、出願がドイツ語によらないか又は部分的にしかドイツ語で 作成されていない場合は、出願人は、出願後3か月以内にドイツ語翻訳文を提出しなけ ればならない。(実用新案法第4b条)
	⑧実用新案権の 存続期間及び起 算日	登録された実用新案の保護期間は、出願日に開始し、出願日が含まれる月の満了後 10年で終了する。 (実用新案法第23条(1))
	⑨新規性の判断 基準	内国公用、内外国刊行物 (実用新案法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。以下の事項が規定されている。期間は、開示日から6か月。 (1) 出願人又はその出願人に実用新案登録を受ける権利を譲り渡した者の創作的活 動に基づく説明又は実施の場合。(実用新案法第3条(1)) (2) 出願人による公式の若しくは公認の国際博覧会又は国内若しくは外国の指定博覧 会における考案の開示(実用新案法第6a条)
	⑪不登録対象	(1) 産業上利用できる考案(実用新案法第1条(1))に該当しないもの (2) 発見、学問上の理論及び数学上の方法それ自体(実用新案法第1条(2)1) (3) 美学的な形態創作それ自体(実用新案法第1条(2)2) (4) 知的活動、遊戯又は営業活動のための計画、ルール及び方法並びにデータ処理 装置のためのプログラムそれ自体(実用新案法第1条(2)3) (5) 情報の再現それ自体(実用新案法第1条(2)4) (6) バイオテクノロジーの発明(特許法第1条(2))それ自体(実用新案法第1条(2)5) (7) その実施が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの(実用新案法 第2条1) (8) 植物及び動物の品種(実用新案法第2条2) (9) 方法(実用新案法第2条3)
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	無。 方式要件等の審査のみ行われる。 (実用新案法第8条(1))
	⑬審査請求制度 の有無	無。審査請求制度ではないが、特許庁に実用新案登録出願又は登録実用新案対象の 保護適格のために考慮されるべき公知の先行技術の調査を求めることができる。 (実用新案法第7条(1))
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。
	⑮出願公開制度 の有無	無。
	⑯異議申立制度 の有無	無。
	⑰無効審判制度 の有無	有。何人も(冒認の場合は被害者のみが)、実用新案権者として登録された者に対し、 その登録を取り消すべき旨を請求することができる。(実用新案法第15条(1))
⑱実施義務	有。 (実用新案法第20条で準用する特許法第24条)	

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.98 US\$ (2022年10月)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (紙出願) 40 EUR (電子出願) 30 EUR
		調査料 250 EUR
		[実用新案権維持に掛かる費用]
		年金(更新手数料) 4年－6年次 210 EUR(毎年)
		7年－8年次 350 EUR(毎年)
9年－10年次 530 EUR(毎年)		
⑳料金減免措置の有無		無。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無		無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021年8月10日改正施行
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人/法人) (意匠法第7条(1)、意匠規則第15条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツに住所、居所及び営業所の何れも有していない者は、特許弁護士又は弁護士を代理人として選任しなければならない。(意匠法第58条)
	⑦出願言語	ドイツ語に限定されないが、ドイツ語以外による書類が提出された場合、ドイツ特許商標庁は、出願人に対して、適切な期間内に、ドイツ語の翻訳文を提出することを要求することができる。(意匠規則第15条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠権の保護は、登録簿への登録によって成立し、保護期間は、出願日から起算して25年である。(意匠法第27条)
	⑨新規性の判断基準	共同体内公知公用、共同体内刊行物 (意匠法第5条)
	⑩グレースピリオド	有。以下の場合が規定されている。期間は、開示日から12か月。(意匠法第6条) (1) 創作者又はその権利承継人によって提供された情報又は実施された行為の結果として、公衆が利用できるようにされた場合。 (2) 意匠が創作者又はその権利承継人に対する濫用の結果として公衆が利用できるようにされていた場合。
	⑪不登録対象	(1) 物品の全部又は一部の平面的又は立体的な外見であって、特に、物品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、生地又は原料から成るもの(第1条1)に該当しないもの(意匠法第33条(1)1) (2) 物品の外見の特徴であって、専ら技術的機能によって指示されるもの(意匠法第33条(1)3、第3条(1)1) (3) 物品の外見の特徴であって、意匠が組み込まれているか又は利用されている物品が他の物品に機械的に結合されるか又はその中、周囲若しくはそれに対して設置され、その結果、物品の機能を果たすことができるようにするために、正確な形状及び寸法によって複製される必要のあるもの(意匠法第33条(1)3、第3条(1)2) (4) 公の秩序又は良俗に反する意匠(意匠法第33条(1)3、第3条(1)3) (5) 工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3に記載されている事項又は公益を有する紋章、旗章及び記章についての不適切使用を構成している意匠(意匠法第33条(1)3、第3条(1)4) (6) 著作権によって保護されている著作物についての不許可使用を構成している場合(意匠法第33条(2)1) (7) 先の出願日又は優先日を有する、識別性を有する標章が、その意匠に使用されており、当該標章の所有者がその使用を禁止する権利を有している場合(意匠法第33条(2)3)
	⑫実体審査の有無	無。 ※方式審査及び以下の審査は行われる。(意匠法第16条、第18条) (1) 物品の全部又は一部の平面的又は立体的な外見であって、特に、物品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、生地又は原料から成るもの(第1条1)に該当するか (2) 公の秩序又は良俗に反しないか (5) 工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3に記載されている事項又は公益を有する紋章、旗章及び記章についての不適切使用を構成していないか
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条1、意匠法第4条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
⑰「組物」の意匠の有無		有。条文化されていないが、例えば、ナイフ、フォーク、スプーンの組物について登録例がある。(登録番号:M9005116)
⑱意匠分類		国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
⑲出願公開制度の有無		無。
⑳秘密意匠制度の有無		有。出願の公開を出願日から30か月間だけ繰延べることができる。(意匠法第21条)
㉑異議申立制度の有無		無。
㉒無効審判制度の有無		有。 以下の場合を除き、何人も、ドイツ特許商標庁に無効確認を請求することができる。 (1) 意匠が、著作権によって保護されている著作物についての不許可使用を構成している場合、先の日付を有する登録意匠の保護範囲に含まれている場合、及び先の出願日又は優先日を有する、識別性を有する標章が、その意匠に使用されており、当該標章の所有者がその使用を禁止する権利を有している場合は、関連する権利の所有者のみが無効確認を請求することができる。 (2) 意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3に記載されている事項又は公益を有する紋章、旗章及び記章についての不適切使用を構成している場合は、その意匠の使用によって影響を受ける者のみが無効確認を請求することができる。(意匠法第33条、第34条、第34a条)
㉓登録表示義務		無。
⑳費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.98 US\$ (2022年10月)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(意匠が1つだけの場合) (紙出願) 70 EUR (電子出願) 60 EUR 出願料(複数意匠一出願の場合、意匠1つあたり) (紙出願) 7 EUR(最低料金70EUR) (電子出願) 6 EUR(最低料金60EUR) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料(登録された意匠ごとの料金) 6年－10年次 90 EUR(毎年) 11年－15年次 120 EUR(毎年) 15年－20年次 150 EUR(毎年) 21年－25年次 180 EUR(毎年)
㉔料金減免措置の有無		無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021年8月10日改正施行
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ (商標法第30条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM)
	⑤商標法の保護対象	商標(商品、役務)、取引上の表示及び原産地表示 (商標法第1条、第3条(1))
	⑥商標の種類	(1) 如何なる標章、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標章、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組合せを含むもの (商標法第3条(1)、商標として保護) (2) 会社の標章及び作品の標題 (商標法第5条(1)、取引上の表示として保護) (3) 団体標章 (商標法第97条) (4) 団体標章としての原産地表示 (商標法第99条) (5) 証明標章 (商標法第106a条) (6) 原産地表示 (商標法第126条)
	⑦出願人資格	自然人、法人又は権利を取得し義務を負う能力を有するパートナーシップ (商標法第7条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツ国内に居所も、登録事務所も、事業所も有さない個人又は法人は、弁護士又は弁理士を代理人として選任しなければならない。(商標法第96条)
	⑪出願言語	ドイツ語 (商標法第93条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から開始し、10年後の出願日が属する月と同じ月の末日に終了する。保護期間は、10年ごとに更新することができる。(商標法第47条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	公式又は公認の国際博覧会又は他の国内又は外国の博覧会における最初の展示日から6か月 (商標法第35条)

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
	⑭不登録対象	<p>(1) 商品自体の内容に由来するもの (商標法第3条(2)1)</p> <p>(2) 技術的結果を得るために必要なもの (商標法第3条(2)2)</p> <p>(3) 商品に実質的価値を与えるもの (商標法第3条(2)3)</p> <p>(4) 権限のある当局及び公衆が保護対象を明瞭、かつ、明確に判断できるような態様で登録簿に提示することができないもの (商標法第8条(1))</p> <p>(5) 商品又はサービスについての識別性を有していない商標 (商標法第8条(2)1)</p> <p>(6) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成された商標 (商標法第8条(2)2)</p> <p>(7) 指定する商品又はサービスについて、通用語において又は誠実な、かつ、確立した商慣習において常用されるようになっている記号又は表示のみをもって構成された商標 (商標法第8条(2)3)</p> <p>(8) 特に、商品若しくはサービスの種類、品質又は原産地について、公衆を欺くようなものである商標 (商標法第8条(2)4)</p> <p>(9) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標 (商標法第8条(2)5)</p> <p>(10) 国の紋章、旗章若しくはその他の記章又は国内の地方、地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標 (商標法第8条(2)6)</p> <p>(11) 監督用及び証明用の公の記号及び印章を含む商標 (商標法第8条(2)7)</p> <p>(12) 国際政府間機関の紋章、旗章若しくはその他の記章、印章又は表示を含む商標 (商標法第8条(2)8)</p> <p>(13) ドイツ法、EU法又はEU若しくはドイツ連邦共和国が加盟国であり、かつ、原産地表示及び地理的表示を保護する国際協定に基づいて登録から除外されるもの (商標法第8条(2)9)</p> <p>(14) EU法又はEUが加盟国であり、かつ、ワインの伝統的名称を保護する役目を果たす国際協定に基づいて登録から除外されるもの (商標法第8条(2)10)</p> <p>(15) EU法又はEUが加盟国であり、かつ、伝統的特産品を保護する役目を果たす国際協定に基づいて登録から除外されるもの (商標法第8条(2)11)</p> <p>(16) ドイツ法、EU法又はEU若しくはドイツ連邦共和国が加盟国である国際協定に従って登録され、植物品種権に関し、かつ、同種又は近縁種に関する以前の品種の名称から構成され又は必須要素において当該名称を複製するもの (商標法第8条(2)12)</p> <p>(17) 公益に関するその他の法令によりその使用を禁止し得ることが明白である商標 (商標法第8条(2)13)</p> <p>(18) 不正に出願された商標 (商標法第8条(2)14)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第10条) ※パリ条約第6条の2の周知商標の他、著名商標もある。(商標法第9条(1)3)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第32条(2)4)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第37条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人の請求がある場合は、り出願要件の審査及び絶対的拒絶理由に関する審査が早期に行われる。(商標法第38条)
	㉑出願公開制度の有無	有。出願に関する要件(第32条(2))を満たす商標出願は、出願人の身元を証明できる表示と共に公告される。(第33条(3))
	㉒異議申立制度の有無	無。 ※異議申立制度ではないが、自然人又は法人並びに製造業者、生産者、サービス提供者、商取引業者及び消費者の団体は、商標が登録されるべきでない理由について説明した意見書を、商標の登録前に、ドイツ特許商標庁へ提出することができる。人及び団体は、団体標章又は証明標章の出願が拒絶されるべきである理由について説明した意見書も、ドイツ特許商標庁へ提出することができる。(第37条(6))

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)													
②③無効審判制度の有無	<p>有。</p> <p>(1) 先の優先権を伴う商標若しくは取引上の表示の所有者又は先の優先権を伴う保護された原産地表示若しくは保護された地理的表示に基づく権利を主張する権限を有する者は、商標の登録の公告日から3か月以内に、登録商標に対する異議を申立てることができる。(商標法第42条)</p> <p>(2) 不使用、普通名称化、内容又は原産地について公衆を誤認させるおそれ、出願人としての適格を書いた場合は、請求に基づき取消される。(商標法第49条)</p> <p>(3) 絶対的拒絶理由(商標法第3条、第7条又は第8条)に違反して登録された場合は、請求に基づき無効とされる。何人も請求が可能。(商標法第50条、第54条)</p> <p>(4) 先の優先権を伴う権利(第9条から第13条まで)に基づいて無効とされる。(商標法第51条)</p>													
②④不使用取消制度の有無	<p>有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用使用取消の対象となる。(商標法第49条)</p>													
②⑤商標分類	<p>国際分類(ニース分類)を採用している。</p>													
②⑥図形要素の分類	<p>国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)</p>													
②⑦譲渡要件	<p>有。商標が事業者又は事業の一部によって管理されている場合、商標の登録、使用又は周知性によって確立された権利は、疑念がある場合、その商標が属する事業又は事業の一部の移転又は譲渡によるものでなければならない。(商標法第27条(2))</p>													
②⑧費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.98 US\$ (2022年10月)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="427 891 1362 994"> <tr> <td>出願料 (紙出願)</td> <td>300 EUR(3クラスまで)</td> <td>100 EUR(3超の各クラスにつき)</td> </tr> <tr> <td>(電子出願)</td> <td>290 EUR(3クラスまで)</td> <td>100 EUR(3超の各クラスにつき)</td> </tr> <tr> <td>早期審査請求料</td> <td>200 EUR</td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="427 1061 1362 1093"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>750 EUR(3クラスまで)</td> <td>260 EUR(3超の各クラスにつき)</td> </tr> </table>		出願料 (紙出願)	300 EUR(3クラスまで)	100 EUR(3超の各クラスにつき)	(電子出願)	290 EUR(3クラスまで)	100 EUR(3超の各クラスにつき)	早期審査請求料	200 EUR		存続期間更新料	750 EUR(3クラスまで)	260 EUR(3超の各クラスにつき)
出願料 (紙出願)	300 EUR(3クラスまで)	100 EUR(3超の各クラスにつき)												
(電子出願)	290 EUR(3クラスまで)	100 EUR(3超の各クラスにつき)												
早期審査請求料	200 EUR													
存続期間更新料	750 EUR(3クラスまで)	260 EUR(3超の各クラスにつき)												
②⑨料金減免措置の有無	<p>無。</p>													